

各位

近畿弁護士会連合会
理事長 元永佐緒里
同 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会
座長 高江俊名

平成27年度 近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会「夏期研修会」開催のご案内

平素は当連合会ならびに当連絡協議会の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、当連絡協議会では、本年度の夏期研修会を下記の要領で開催することになりました。

今回の研修会では①「介護事故について」、②「セルフネグレクトについて」という2つのテーマを設定し、これまで以上に充実した研修会にしたいと考えておりますので奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加を希望される方は、裏面申込書に必要事項をご記入のうえ、8月21日(金)までに担当事務局宛のFAXにてお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

1. 研修会

日時：平成27年9月5日(土) 午前10時～午後5時30分

詳細は、カリキュラムをご参照ください。

場所：キャンパスプラザ京都 5階 第1講義室

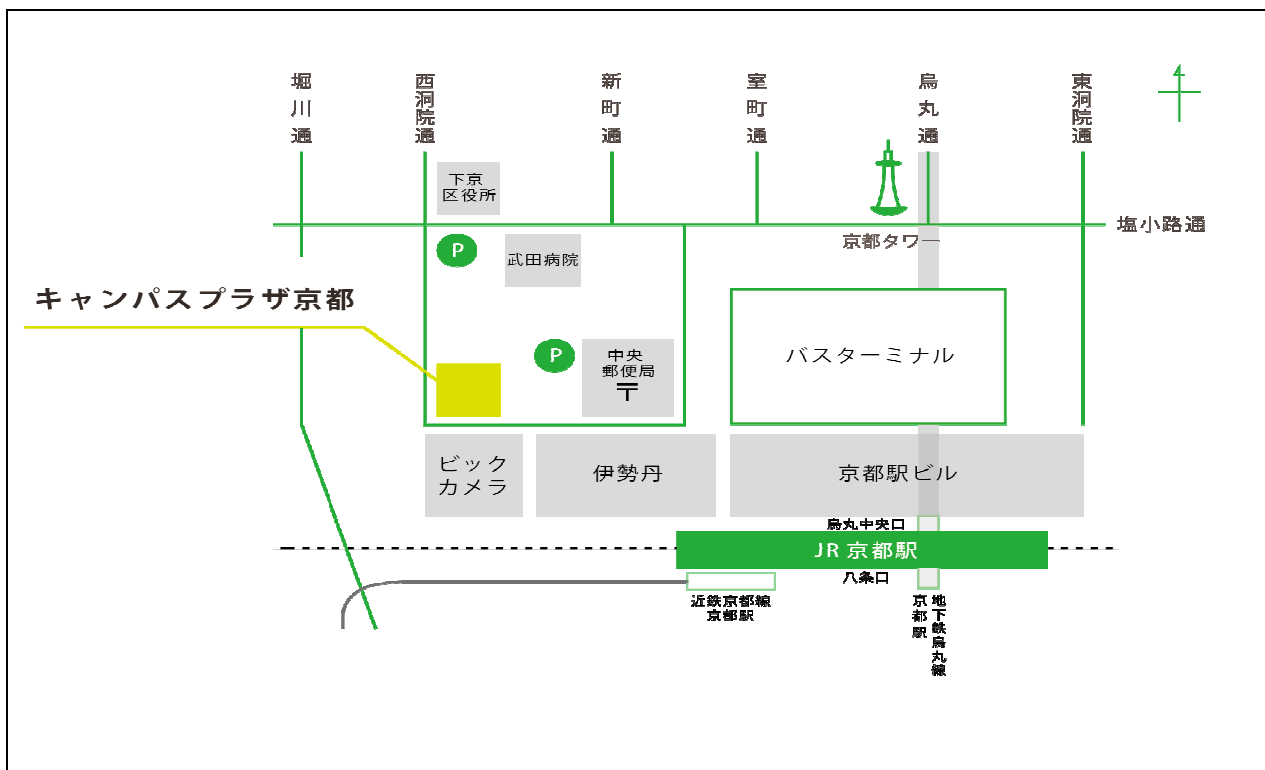
〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路939

(JR「京都駅」下車 徒歩約5分)

電話番号：075-353-9111

<http://www.consortium.or.jp/about-cp-kyoto>

会費：無料



2. 懇親会

2. 懇親会

9月5日の研修会終了後、懇親会の開催を予定しております（会費は6,000円程度の予定です）ので、懇親会出欠につきましてもご回答ください。

3. カリキュラム

① 9月5日（土）10:10～12:10

「介護事故について」（大阪弁護士会）

【概要】

本年の4月1日をもって、介護保険制度の導入から15年が経過しましたが、介護に関するトラブルや相談に接する機会も増加しています。また、大阪弁護士会では、2006年に「介護事故マニュアル」を出版しましたが、それ以後も、裁判所において介護事故に関する判決も数多く出ており、とりわけ、転倒事故、ベッドからの転落事故、誤嚥事故の3つの事故類型については、一定数の裁判例が公刊物に掲載されるまでになっています。

この研修では、事故類型ごとに、裁判例を分析して、裁判所において具体的にどのような事実認定と判断がされているのかを明らかにします。また、実際に原告（利用者側）の代理人として訴訟追行し、控訴審で逆転勝訴判決を獲得した弁護士から経験談を披露してもらい、介護事故裁判の実態を明らかにします。以上を通じて、介護事故に関わる場合に必要な知識や心構えを知る場にしたいと考えています。

② 9月5日（土）13:30～17:20

「セルフネグレクトについて」（京都弁護士会）

【概要】

セルフネグレクトの問題について、皆さんはどのように取り組まれているのでしょうか。

客観的には支援が必要な状態にありながら支援を受け入れない、自宅の管理が困難となる（いわゆる「ゴミ屋敷」）、近隣住民との間で軋轢が生じているなどの問題に対する対応は困難を極めます。

この研修では、個別事例を元にしながら、介入の法的根拠やタイミング、成年後見の活用、また関係機関との連携によってどのように支援を受け入れる方向に促していくか、などについて、医師、大学教授、福祉専門職、行政の各立場からご参加いただき、検討していきたいと考えています。

以上

夏期研修会 参加申込書（FAX：06-6364-5069）

【⇒ 回答期限：8月21日（金）】

出席する（※下記の項目の内、該当するものに必ず○印をご記入ください。）

9月5日（土）	【研修会①】	・ 出席する	・ 欠席する
	【研修会②】	・ 出席する	・ 欠席する
	【懇親会】	・ 出席する	・ 欠席する

所属団体・職種など（ ）

連絡先（TEL： — — ）

ふりがな
貴 名

近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会 担当事務局（国司）行
TEL：06-6364-1238 / E-mail：m-kunishi@osakaben.or.jp

※ ご提供いただいた個人情報は、近畿弁護士会連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修会に関するご連絡以外には使用いたしません。